

第1回困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議 議事録

日時：令和6年12月25日（水）14:00～16:00

場所：神奈川県庁新庁舎8階議会第2会議室

（事務局）

ただいまから第1回神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議を開催します。本日は年末のお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。私は共生推進本部室副室長の犬野と申します。本日の司会を務めますのでよろしくお願いいたします。まずは開会にあたりまして福祉子どもみらい局共生担当局長の山本よりご挨拶を申し上げます。

（山本共生担当局長）

皆様改めましてこんにちは。神奈川県共生担当局長の山本と申します。本日は年末のお忙しい中、神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。皆様ご案内の通り、これまで女性支援の根拠法でございました売春防止法が66年ぶりに改正されまして、今年4月に困難な問題を抱える女性の支援に関する法律、いわゆる女性支援法が施行されました。女性支援法の施行に伴いまして、女性支援の理念は、これまでの要保護女子の保護更生という考え方から、様々な困難を抱える女性の意思を尊重した支援、女性の福祉の増進に大きく転換され、これは本県が進めております当事者の目線に立った支援の考え方に通ずるものでございます。

また、女性支援法の理念のもう1つに、関係機関や民間団体の協働による、早期からの切れ目ない支援が掲げられております。本日お集まりいただきました支援調整会議は、その協働連携を進めていくための重要な体制の1つと考えております。本日は第1回目の支援調整会議として、本県の女性支援の現状について説明をし、各分野の委員の皆様から、女性支援との連携について、ご意見を頂戴したいと考えております。

今後は、県や市町村、そして本日ご参加の国や市町村、関係団体、そして民間団体の皆様と一緒に社会全体で当事者目線に立って、支援を進めていくことが重要でございます。

新法による女性支援はまだ始まったばかりでございます。本日お集まりの様々な関係機関の皆様と連携をして、さらに取り組みを進めて参りたいと考えております。本日は忌憚のないご意見を皆様から頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

初回の会議でございますので、私から委員の皆様をご紹介させていただきます。お時間の都合上読み上げだけで失礼をいたします。名簿に記載の通り選出区分の順にご出席の委員からご紹介を差し上げます。

<事務局から委員の紹介>

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。当会議の進行はお手元の資料1にございます。会議設置要綱第3条により、会長が行うこととなっておりますが、本日は初回の会議となりますので、会長選出までの間は引き続き、私が議事の進行を務めさせていただきます。

議事1「会長の選出について」ですが、会議設置要綱第3条により、構成員の互選により

定めることとなっております。まず、会長の選出から行いたいと思います。推薦のある方はいらっしゃいますか。

(富岡委員)

会長ですが、子供や女性の貧困問題、そしてDVなどの暴力や虐待などの対応策、売春防止をはじめ、性売買に関わる法制度などを研究されて、本会議の所掌分野に高いご見識をお持ちでいらっしゃる湯澤委員に務めていただきたいと考えております。皆さんご意見ありますでしょうか。

<異議なし>

(事務局)

ご異議がないようですので、湯澤委員に会長をお願いすることといたします。それではここからの議事の進行は湯澤会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(湯澤会長)

会長を仰せつかりました。皆さんご協力をいただきながら実りのある会議にしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

私は神奈川県男女共同参画審議会に委員として参画させていただいておりますが、その審議会の中でもこの計画の策定に当たり、本当に熱心なご意見がたくさん出ておりました。県の方ですごく丁寧に受けとめてくださりながら、民主的な運営がなされているところがとても感銘を受けているところでございます。是非この会議も皆様のご意見をたくさんいただきながら、活発に意見交換し、また、連携協働も深めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

早速、議事に入ります。最初は議題2「会議及び会議録の公開非公開の取り扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

会議及び会議録の公開についてですが、県の審議会等に関する要綱におきましては、会議及び会議録については原則公開とされております。しかし、会議を公開することによって、当該審議会の公正または円滑な運営に著しい支障を生じる恐れがあるときなどは、非公開とすることができます。また、公開の際の傍聴については、資料2神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議傍聴要領に基づき実施いたします。会議録については、附属機関の設置及び会議公開等運営に関する要綱第9条に基づき公開します。なお、本日予定している議事については、非公開とすべき議事内容はないものと考えております。以上です。

(湯澤会長)

ご説明ありがとうございました。今の説明につきましてご質問等はございますか。

<質問等無し>

それでは本会議の実施と、それから会議録については公開するということとしまして、傍聴希望者がいる場合には傍聴を認めるということとしてよろしいでしょうか。

<異議無し>

今後、非公開とすべき議事内容、あるいは傍聴を受けるべきではないような議事内容を審議する場合は、その都度改めてお諮りをしたいということで進めて参りたいと思います。そ

れでは会議録は公開することとし、本日、傍聴希望者がいる場合には傍聴を認めることといたします。

(事務局)

現時点で傍聴を希望される方は一般の方が4名いらっしゃいます。本日の傍聴者数は定員に達していますので、会議開始後の申し込みは受け付けないこととさせていただきたいと思っております。これから傍聴者が入室して参ります。

<傍聴者入室>

(湯澤会長)

それでは本日の議事を進めて参ります。次第記載の通り、議事3「支援調整会議代表者会議について」、議事4「困難な問題を抱える女性等支援の現状について」、石井委員から説明をしていただいたのち、意見交換、皆様から要望やご意見をいただきたいと思っております。それではまず議事3「支援調整会議代表者会議」について、石井委員からご説明をお願いいたします。

<資料3、4に基づき石井委員から説明>

(湯澤会長)

いま説明の中にありました支援調整会議代表者会議の下に、行政部会と民間団体連携部会を設置するという案のご提案があったかと思っております。本会議の下にこれらの部会を設置することにつきまして、このように進めてよろしいでしょうか。

<了承>

(湯澤会長)

ご了承いただきありがとうございます。それでは、部会の構成について事務局から提案がありましたらお願いいたします。

(事務局)

事務局としましては民間団体連携部会の取りまとめ役として、女性支援、DV被害者支援の実務に精通されております栗原委員に部会長をお願いしたいと考えております。

(湯澤会長)

民間団体連携部会の部会長に、栗原委員をという案が示されました。女性支援をはじめ、神奈川県の方にも詳しい栗原委員でございます。栗原委員いかがですか。

<栗原委員了承>

ありがとうございます。よろしければ一言お願いします。

(栗原委員)

長らく県行政の中で福祉職として仕事をして参りました。女性相談所や、退職後は女性保護施設さつき寮の施設長として働いた経験があります。居場所をなくしたり、暴力から逃れてきたりしている母子さんたちと触れ合う中で、様々な困難を抱えていらっしゃるということを本当に実感として感じて参りました。その中で全国婦人保護施設等連絡協議会という団体がございます、そこで売春防止法を根拠とする女性支援を何とか変えていかなければいけない、そして女性たちの困難に視点を据えた新しい法律を作っていただきたいということで10年ほど活動してきたところでございます。そういった経験が生かせればと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(湯澤会長)

それでは、2つの部会を設置すること、そして民間団体連携部会では、栗原委員に部会長をお願いするということで進めて参りたいと思います。その他、議事3で説明いただいた内容について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

<質疑等なし>

(湯澤会長)

それでは次に、議事4「困難な問題を抱える女性等支援について」に進みます。事務局から説明をお願いします。

<資料5に基づき事務局から説明>

(湯澤会長)

丁寧な資料を作成いただきながら神奈川県を取り組みの現状や、計画の内容、そして新規の取り組みをご紹介いただきました。この後、委員の皆様との意見交換の時間を持っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は名簿にごじますように、本当に多種多様な分野、そして異職種・機関の委員の皆様が参加されておられます。いまご説明のあったとおり、それぞれのお立場で、困難な問題を抱える女性それからDV被害者への支援の関わり方とか役割なども、異なっているものと存じますけれども、どのような連携をしていけるか、あるいはそれぞれの立場からのご要望やご意見などもあろうかと思えます。初めてこうして一度に対面で開催することができておりますので、是非いろいろなご意見いただければと思っております。

本日の議題に関わることや、今の資料のご説明に関わる質問でもよろしいですし、あるいは日ごろ、日々の業務の中で支援を担っておられる中での、是非共有したいことなどございましたら、ご意見をいただければと思えます。もしよろしければ自己紹介を含めてご発言ください。

(野口委員)

神奈川県弁護士会所属の弁護士の野口と申します。弁護士会では委員会活動というのをしております。私は人権擁護委員会のすべての性の平等に関する部会で、DV被害者の支援等の活動しております。その関係で県の女性相談支援員さんとも一緒にお仕事をさせていただく機会がよくありまして、大変お世話になっております。

今年の11月に平塚保健福祉事務所で開催された女性相談支援員の会議に出席させていただきまして、いろいろと情報交換させていただきました。日ごろ相談員と協働するきっかけになるのが、弁護士会がDVの事件に積極的に取り組む弁護士の名簿を作成しておりますので、相談員のもとに被害者の方が相談に来られた際、法律的な支援が必要だと判断された場合には、相談員から弁護士会に弁護士を紹介してほしいということで申し込みをしていただいて、そこで個別の弁護士をご紹介して、個別の事件として引き受けるという流れで一緒にお仕事をさせていただくことが多いです。

弁護士は法律業務の面でDV被害者の方を支援するのですが、相談員は被害者の方への精神面でのフォローや、生活全般、安心して暮らせるように支援していただきますので、シェルターに入所して、孤独の中にいる被害者の方を支えてくださっています。こちらとしても一緒にお仕事をしやすいと感じています。ただ、少し不安に思うこともあります。以前は、

裁判所に調停に行くときに同行支援を積極的にしてくださっていたのですが、最近ではしませんがと言われることが多く、そのことに不安を感じることがあります。弁護士は自分の事務所のウェブサイトに出たりしておりますので、標的が歩いているようなものなので。そのため、相談員が被害者の方を送り迎えして、安全を確保していただければ大変助かるというように思っております。

また、先ほどこれからの女性等支援の中で、相談員の増員を図ったり、雇用形態として常勤の配置が必要ではないか、とうことも考えていただいているということで非常にありがたいと思っております。以前はかなり長い期間をお勤めの相談員も多かったんですけども、最近は短期間で代わられることも多いです。昔は知恵袋みたいな方がいろいろ心配してくださっていたことがなくなってしまったのを、大変残念に思っておりましたので、これから変わっていくことを期待しています。最近ではシェルターを回避する女性も非常に多いと聞いていますので、支援の形が変わって、選択肢が増えるというのはいいと思っています。これからもよろしく願いいたします。以上です。

(湯澤会長)

今のご発言の中で、質問したいことなどありましたら、遠慮なくご発言いただければと思います。DV被害者支援に協力的な弁護士名簿を作成しているということですが、支援機関に名簿をご提供などいただいているのでしょうか。

(野口委員)

名簿そのものを公開しているわけではなく、弁護士会にお申し込みをいただくと、その名簿から、事務所がある地域等を勘案して弁護士を紹介しています。加害者と被害者の生活場所が、その事務所にある地域に重複してしまうと、被害になってしまう可能性もあるので配慮しています。

(湯澤会長)

女性相談支援員の方にとって心強いサポートであると受け取りました。貴重な情報ありがとうございます。具体的に女性相談支援員への期待、例えば調停時には同行支援をしていただくと安心、安全が確保できるということや、相談員の体制整備といったご意見をいただきました。こちらについてご意見がある方はいますか。

(石井委員)

女性相談支援員は支援の対象となる女性に対して様々なところに同行支援を行っていることは聞いております。例えば、通院のための同行支援を行っているという話は伺っていました。私は今回初めて調停時の同行といったご意見を伺いました。弁護士の先生方は、お顔が皆さんに知れていると思いますので、裁判所や調停場所まで安全に同行するというところで、現場としてはそういったニーズがあるということを確認させていただきました。先ほど、実務者会議等で挙げた意見をこちらの全体会議の方でもお伝えしたいと申しあげましたが、この全体会議でいただいた内容も、現場に共有して参りたいと思います。

(湯澤会長)

代表者会議での意見も、実務者会議などで反映していけるという、新しいシステムができる中で有効に生かされていけばありがたいなと思えました。

女性相談支援員の方のその大半が会計年度職員というのは全国的にも課題として指摘さ

れています。例えば、勤務時間内に記録をつけることもなかなか難しいというような声もありますし、この新法をきっかけに期待も高まっているというところもあります。県では、5名の相談員を増員されているのですか。

(石井委員)

今年度から県の相談員の増員をしています。会計年度任用職員です。

(湯澤会長)

是非、相談員皆さんの声もお聞きしながら、よりよい体制づくりが進めていければと思います。その他いかがでしょうか。

(飯島委員)

日本司法支援センター、通称法テラスの神奈川地方事務所の副所長をしております飯島です。今日はそういう肩書きで参りましたけれども、野口先生と法律事務所も近い弁護士です。

法テラスは弁護士費用を援助するという独立行政機関です。神奈川県ぐらいいっかり支援の体制を組まれて、経験豊富な相談員がいらっしゃる場所では、最近は何だか聞かないのですけれども、弁護士を雇うとお金がかかるから何とか弁護士なしで頑張ってみましょうかといった方向に支援員の方々が何となくご本人に雰囲気を作ってしまうと、弁護士に対する敷居を余計に上げてしまったのかな、と思えるような事例がこれまでに全くなかったわけではありません。法テラスはまさに弁護士費用を援助するためにありまして、例えば生活保護受給者の方であれば、法テラスに対して立て替えている弁護士費用をお返しいただく必要はないといった償還免除という制度もございます。DV被害を受けて家庭から出てきて経済面に不安がある方が弁護士費用のことを心配せずに弁護士を使っていただく。そうでないと安全に避難をするのは難しいと思います。弁護士をつければ家庭裁判所で安全が守られて、一切居場所わからないまま次のステップに進んでいくお手伝いができますので、そこはお気軽にご利用いただければと思います。

また、弁護士会でも名簿をご用意いただいておりますが、法テラスでも精通する弁護士がいますので、法テラスにお問合せいただき弁護士を探していただくという方法もございますので、付け加えさせていただきます。

(湯澤委員)

力強いサポートのご意見、お二方弁護士の立場からご発言いただきましたが引き続きよろしく願いいたします。

女性支援の民間団体からもご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

(菊池委員)

アマヤドリの菊池と申します。私たちは若年女性を中心とした若者の支援をしている団体です。行政の方には大変お世話になっていて、行政への同行支援等をさせていただいているのですが、シェルターへの入居を拒まれる若年女性がすごく増えているのを実感しています。理由としては、学校に通っている方が多いので学業を諦めたくない。大学生だったりすると、生活保護の対象とならない。単位を落としてしまうというような現状の中で、こういった新しい社会とつながれる自立支援施設ができていくことはすごく希望になると思います。私たちも独自に学校にも通える施設を作っています。

もう1つは今、弁護士の先生からも心強いお言葉いただいておりますが、ご両親からの暴力から避難される女性もたくさんいるので、その時に弁護士の先生に力になっていただいて、ご両親等の調整に入っただけというケースもたくさんあります。今後とも皆様のお力をお借りしながら、一緒になって支えていければというふうに思っております。

(湯澤会長)

学校に通える施設も持ってらっしゃる。もしよろしければ少し団体の活動内容などを紹介いただけますか。

(菊池委員)

横須賀市内で3ヶ所運営しています。短期的なシェルターと中長期的なシェアハウスと、アパート型の性別関係なく母子でも父子でも使っただけのステップハウスを運営しています。フレキシブルに暴力被害者の方に対応していただけるような体制でのサポートのある住居を提供しております。その他、全国から相談を受け付けておりまして、ほとんどが若い女性の相談ですが、LGBTQの方や男性からの相談も増えてきているという印象です。

特に私たちのところに多い相談は、ご両親、ご家族からの暴力というのがすごく多いです。そうするとDVとするのは難しく、学生であったりすると経済的にも厳しく、精神疾患を抱えている方の暴力による体の影響であったり、たくさんの方の機関の方に支えていただきながら、一緒に支援していくことが必須になっています。日ごろ皆様からご支援いただきながら、相談に来てくれた若者をサポートしているというような現状です。

(湯澤会長)

いま、菊池委員からご紹介いただきましたけれども、何かご質問等ございますか。

大学生で避難を要するケースというのは本当に各地にあると実感しています。ご家族の中の虐待状況が大学生になっても継続されている場合、学生支援というのは就学を保障すると同時にその避難、安心安全の確保が必要で、大学に加害者が来られてしまったら居場所がわかってしまうというすごく難しい問題です。また、住基支援措置も、若者であってもかけ続けていかなければならず、手続のなかで警察に一筆書いていただく等、様々な連携が必要になってきます。

若年女性への支援は新法の中でも強調されていますが、学生支援という視点はもっともっと強調されているのではないかと個人的には思っています。そのあたりどのように感じてもらえますか、

(菊池委員)

本当に同意します。学生支援の必要性をすごく感じています。支援の狭間になっていると思っています。

(湯澤会長)

貴重なご発言ありがとうございます。今回、助産師会からご参加いただいているということではいかがでしょうか。

(岡本委員)

今ですね、私たちが抱えている問題というのは、望まない妊娠であったり、家庭内での問題であったり等、相談の内容の中では非常に解決が難しいような問題を抱えていることを

実感として感じています。

いま県と一緒に妊娠SOSという相談事業を実施しているところですが、この窓口は電話やLINEの相談だけですので、直接対面での相談はございません。そうではなくて対面対応して、解決を探っていくような対策が必要なのかなというように聞いていました。

(湯澤会長)

やはり様々な場面で同行支援が必要となってくるような場面も多いかなというように思います。その他はいかがですか。

(中田委員)

女性自立支援施設の中田と申します。よろしくお願ひいたします。この会議の意味合いについては、先ほど事務局から女性支援施策という中で、特に関係機関との連携、協働をスムーズにするための会議体というようなことでした。私自身もそのように受けとめているところですが、会議に期待するところも含めてお話をさせていただきます。

私も神奈川県的女性自立支援施設は、先ほどの説明にもありましたように、女性支援新法の3機関のうちの1つという機能を担っています。内容としては、特に中長期的な支援、それにシェルター機能も併せ持って支援を行っています。まず困難な問題を抱える女性を保護し、それから心身の健康回復の支援と合わせて自立支援をしています。

課題として考えていることのひとつとして、自立支援にあたって地域に戻るときに必要なこと、住まいと収入についてです。

まず収入のことで言うと、就労されて出られる方、生活保護等の社会福祉制度を利用されて地域に出られる方、両方いらっしゃるかもしれませんが、特に就労される方の場合、就労先を探すにあたって、今の世の中ならもう仕組みとして当たり前なのかもしれないですが、スマホを使って連絡がとれるかどうかということや、住所等の連絡先をどこに設定をして申し込みをするか、申し込んだ後、そのやりとりをどうするかということがあられるわけです。ただ女性自立支援施設に入所されている方々の多くは住所を明らかにできない、住民登録地の住所は被害を受けた場所だったりするものですから、そこは秘匿しなければならないという状況の中で、どこも設定できなければ施設の住所を記載していますけれども、そういう難しさがあります。

ですので、女性支援を受けられている方々が就労するにあたって、住所の取扱いや、連絡先の確保について、配慮できるような仕組みが社会的にあるといいのではないかと考えています。

住まいの確保についても同じで、例えば公営住宅の場合、例えばDV被害者であれば入居に当たって優先枠の制度がありますが、DV以外で施設を利用されている方の場合には、そういう制度がないので苦労することがあります。公営住宅の入居については、そういう部分で配慮できるような仕組みができるといいと思っています。

同様に住所や連絡先について大きな課題になっています。例えば銀行で口座を作ったときに、本人確認のために郵送で手続きの書類が送られる、じゃあどこに送ればいいのか、ということになります。とても苦慮しているところがあります。この会議体だけで全部問題が解決するわけではないと思いますが、そういう課題をどうしたらクリアできるかというこ

とを、いろいろお知恵を出していただきながら、進めていけるといいのかなと思っていますところ。

(湯澤会長)

DV被害者の場合とそれ以外の困難を抱える女性の場合、併せて仕組みがあると良いというご意見をいただきました。そのあたり母子生活支援施設からいかがでしょうか。

(諏訪部委員)

私は神奈川県社会福祉協議会施設部会の母子生活支援施設協議会の会長の立場でこちらにいます。中田委員がおっしゃる通り、母子生活支援施設はいまだにDV被害者の避難先という認識があるんですけれども、実際は社会的養育に少し課題があるようなお母さんとお子さんが入ってきている施設になっています。

今ここで、皆さんの紹介をしていただく中で、すべての分野が関わっていると思えました。特定妊婦の方で、未受診で出産される方だったり、親子の再統合として母子生を使ってゆくりと時間をかけて統合を行ったり、あとは中田委員がおっしゃるとおり、住まいを追い出されて貧困が顕著にあって母子生活支援施設にこられる方、養育のスキルがないがために、様々な問題が発生するお母さんもいらっしゃいます。その中には性産業からしか社会性を見いだせなくて、知らぬ間に妊娠していて母子生に来る方もいます。養育の問題もありますが、やはり根本には女性が抱える困難さ、生活をしていく中の困難さ、生きていく上での家庭の問題等が複雑に絡み合う形で混在しているお母さんたちがいっぱいいらっしゃるという思いで、今皆さんの話を聞いていたところです。

母子生活支援施設は県内に10ヶ所あるのですが、どこも大体20世帯ぐらいの定員で運営しており、地域移行が課題になります。本当は力をつけて地域への移行がよいのですが、課題が複雑すぎて、なかなか解決とか、大手を振ってよかったねという思いで送り出せないという状況も実際にはあります。こちらの会議の中で皆さんと協力して、いろんな知恵をいっぱい吸収して、母子生活支援施設協議会の方にもバックしていきたいなと思っております。よろしく願います。

(湯澤会長)

中田委員からあった住まいの確保や就労先の確保などもご苦労なさっているということで、もう少しこういう工夫があるとよいのではないかという意見はありますか。

(諏訪部委員)

本当にケースバイケースです。例えばその方に負債があると住まいを確保するのも難しいですし、県営住宅もDV被害でなかったら優先枠が使えなかったりとかするので、様々なあたりをつけていかないといけない。ただ子どもが成長していく中で、やりきれなかったりとか、私たちはもちろんサポートをしていきますが解決できない課題がどんどん増えてくることがあります。本当にケースバイケースなのですが、そのときその方に合ったこと、何ができるかをいつも考えながら、枝葉を出して皆さんに協力してもらいながら、行政にも相談させていただきながら何かいい手はないかを、1件1件考えている状況です。

(湯澤会長)

今、お二方の施設の立場からご発言いただきましたが、ご質問やお伝えしたいことなどありますか。

(森様 (代理出席))

いつもお世話になっております神奈川県労働局の森と申します。県内14のハローワーク公共職業安定所の監督官庁でございます。この度、困難な問題を抱える女性の支援連絡調整会議ということで、それぞれの行政や各機関が実施している点のサポートについて、こういう形で点が線でつながることは非常に心強いと思っております。

中田委員からお話がありました収入面の確保のため雇用の点で我々ハローワークはバックアップしているところがございますけれども、おっしゃられるように住所や連絡先について、基本的には求職登録の時点でも必要になりますし、もしくは、応募を希望する求人の求人者さんに対して、そういったことを日ごろお伝えしています。もしよろしければ、そういう施設に入居されている方などの場合、その施設の方からそれぞれのハローワークにこういった方が行くよっていうことを一報入れていただくことで、担当者制をとり、毎回その都度状況などのお話をお伺いしないよう、そういう状況の方だということを知り、こういったニーズの方に対応してもらえらるだろうというような求人者の方へのみ、今こういう施設に入所されている方をお伝えしながら、就職のお手伝いをしていくということも実際に行っておりますので、そういったような形で行えればと思います。

実際に県内14のハローワークのうち9ヶ所に、マザーズコーナーを設けておまして、そちらの担当者制で就職のお手伝いをする場合には大体3ヶ月以内で9割以上の方の就職が決まっていますので、そういう形で確実にステップバイステップの活動、お手伝いできればと思っております。またマザーズコーナーを立ち上げていないハローワークにおいても、まずはご一報いただいて、担当を付けるというところから安心してご来所いただく、もしくはオンラインの職業相談なども行っています。ご事情があって外出できないような方は、全14のハローワークでZOOM等のパソコンを使って、居所からオンラインの職業相談で職業紹介まで行っていますので、そういった事情の方も活用していただければと思います。

また関係自治体の方におかれましては、例えば川崎市とマザーズハローワーク川崎、川崎北のほうで共同して、川崎市からの依頼に基づいて、昨年度から生理用品の配布などを窓口で行いました。自治体の事業で、ハローワークをご活用いただけるようであれば、是非私も労働局にご相談いただければと思います。

あとは母子家庭のお母様の職業相談についても、児童手当の現況届をお出しになるタイミングで、各自治体の役所にハローワークの職員が出張相談でお伺いしているところもございます。そういったニーズがあれば遠慮なくお話をいただければと思います。以上です。

(湯澤会長)

貴重なご発言ありがとうございました。何かございますか。

(諏訪部委員)

ありがとうございます。貴重な情報がたくさんありました。求人の件やお母さんたちの求人とかも、生活保護を受給されたりすると、生活保護の担当者についていただいたりしますが、なかなかうまくいかなかったりとか、一報を入れればというところもすごく参考になりました。ありがとうございました。

(中田委員)

どうもありがとうございました。とても参考になりました。いろんなケースがございます

ので、必要な方については、今いただいた情報をもとに個別に相談をさせていただければと思います。

DV防止法以降は特に危険回避が優先されてきた施策の流れにあって、秘匿性はすごく重視されてきたと思います。情報を出すことについて自己規制が働いているというか、そういった形で今まできたと思うのです。しかし、個別の問題は様々ですし、信頼できる機関との間ではある程度オープンにする中で情報をやりとりして、その方々一人一人に合うような支援を組み立てられるといいのかなと思います。今の情報も必要な情報として活用させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(湯澤会長)

各地域での担当者制のことや、顔の見えるつながりができていくと心強いかなと思います。自立支援にとって就労は重要な柱です。今後ともいろいろ教えていただければと思います。ありがとうございました。

本日横浜地方法務局の人権擁護課にお越しいただいておりますので、よろしければ発言をお願いいたします。

(前畑委員)

横浜地方法務局人権擁護課の前畑と申します。よろしくをお願いいたします。皆様それぞれ困難な問題を抱える女性を支援する立場から具体的なお話を伺っていたところなのですが、私どもは女性の問題だけに限らず、学校におけるいじめですとか、SNSの誹謗中傷、外国籍の方に対する差別、障害者の方に対する差別等、いわゆる人権侵害を受けたというような相談を総合的に受ける機関になっております。

当機関の活動としては、啓発活動がメインになっておりまして、人権のイベントを開いてそこで人権の意識を高めてもらったり、作文のコンテストを実施し市内の小中学生から応募いただいた作文を朗読いただいたりというところで、人権教室をはじめ、人権の意識の高揚に努めております。

当機関にはそういった関係で様々な相談が寄せられます。当機関で人権侵犯事件として実際に動くこともあるのですが、当機関は強制力がなく、様々な問題を抱える女性には複合的な要因がいくつもあって、当機関で実働的に対応することが難しいところがあります。例えば居所を用意したり、こちらから相談者が望むこと、解決方法を示すことがなかなか難しいので、当機関としてやれるところが、他の行政機関はじめ支援機関のご紹介をするというのがメインになってくると思います。今日皆さんから本当に支援されていてすごくためになるお話も聞かせていただいております。今後、当機関から他の機関をご紹介することが増えていくと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(湯澤会長)

支援調整会議の中でつながりもどんどん増えていくかと思っておりますので、本当に心強く思います。

続きまして、横浜市、川崎市、相模原市の市町村の立場からご発言いただけましたら、大変ありがたいと思います。横浜市様からお願いします。

(足立委員)

横浜市のこどもの権利擁護課長の足立です。よろしくをお願いいたします。先ほど若年女性

支援の話が出ておりましたが、横浜市では今年の2月から民間団体への補助という形で、若年女性支援モデル事業を試行的に開始しております。内容としましては、SNSを活用したアウトリーチでは、ツイッター等の位置情報設定機能からアウトリーチ実施場所付近の投稿の中で、例えば「死にたい」といった、気になるワードをかけ合わせる形で、ダイレクトメッセージで相談につなげていく、というような呼びかけをしています。SNS以外にも月に1回、横浜駅西口の商業施設付近で実際に声かけをしながら、相談先の案内や、医療職がその場で健康相談をする、という形で活動していただいております。特にSNSもそうなのですが、繁華街でのアウトリーチでも横浜市内の方が相談につながるとは限らないというところで、今後は広域的な連携が必要かなというように思いますので、関係機関の皆様との意見交換ができればと思います。

(湯澤会長)

貴重な情報提供ありがとうございました。すでに民間団体の方に委託して始めているということでした。横浜市ですと、地方からバスなどで出てくる若い女性たちもいらっしゃいますか。

(足立委員)

そうですね。ト一横程ではないと思いますが、やはり集まる傾向にはあるかなと思います。

(湯澤会長)

ト一横が全国的に注目されていますが、地方都市などの情報を掲載するサイトもできてしまっています。「立ちんぼ」という言葉は、使うべきでないと思うのですが、全国的にそれが広がっているというような状況も現にありますので、各自治体の状況に応じて、取り組みが必要と思うところでありました。次に川崎市様からよろしくお願いします。

(南端委員)

川崎市の南端と申します。女性支援法につきましては、川崎市でも全庁的にどのような体制でどうしていくかということ今検討している最中です。先ほどからお話がありますように、女性支援の対象者は、ある意味では女性全員になるのではいうところでは、必ずしも福祉の部門で支援が継続されるというところだけではなくて、住まいや就労の問題ですとか、そうしたところからも支援がつながっていくということも想定されます。まずは広くアウトリーチというところでは、横浜市のような施策をまだできていないところですが、様々相談窓口もありますのでまずそこからつながっていくということと、受け手側がしっかり女性支援法の理解をするというところでは神奈川県と同じ考えでいます。

また今回、法律で定められた3機関につきましては市では女性支援員がおります。これまでも困難を抱える女性の支援は、川崎市におきましては女性相談支援員だけではなくて多職種連携の中で取り組んできていますので、そこは変わらず、女性相談支援員や社会福祉職、心理職、区役所では福祉部門やそれ以外の学校、保育などとの連携、あとは自立に関する居住支援ですとか、司法関係ももちろんそうですし、自助グループ等もあると聞いていますので、そうしたところにかにしていっていかなくていいかというところで、切れ目のない支援につなげていくことを今考えているところです。

また、計画策定も予定していて、今検討している内容をできるだけ計画の方に盛り込んでいけるよう考えているところでございます。

(湯澤会長)

基礎自治体でも計画を策定する自治体がどんどん広がっていくようですので、また状況を教えていただければと思います。それでは相模原市様お願いします。

(芦野委員)

相模原市の芦野でございます。私からは相模原市の状況をご説明します。DVの相談件数ですけれども、年々増加をしている状況です。令和5年度で2,596件という状況になってまして、令和6年度は現時点で前年度の同時期と比べると増えている状況です。また、幅広く女性からの相談を受ける女性相談を実施していますが、こちらにつきましては昨年同時期と比べると、件数自体は微減でほぼ同じぐらいというような状況です。いずれにしても、お困りの方が多いという状況ですので、本市としても対応していかなければならないと考えております。

いま川崎市からお話がありましたが、市町村計画については未定となっております。市では男女共同参画計画がありますので、おそらくその改定時期とあわせて、作成していくのかなと思っています。

また今回、県では支援調整会議が立ち上がったわけですが、本市はまだどうしていくのか、未定であります。DV被害者支援に関する連携会議は本市でもありますが、こういった様々な関係機関が集まるような体制、県と同じような形で対処するのかなと思っておりますが、いずれにしても研究が必要かなと思っております。以上です。

(湯澤会長)

市の状況を教えていただきました。委員の皆様から様々なご意見をいただきました。それでは栗原委員から、これまでのお話も含めて、ご助言やご意見をいただければと思います。

(栗原委員)

新しい情報を皆様方から伺ってこの会議があつてよかったかなと思っております。これまでの女性保護、女性支援事業のもとになった、売春防止法のもとでは、実は、ナショナルスタンダードがなかったのです。これまで女性支援に関しては、国の姿勢として各地方、都道府県、市町村なりの事情があるので、それぞれのところで考えていただければいいというスタンスだったと思います。ですからスタンダードがなかった。ですから、住んでいるところによって困った女性が相談に行っても、その相談から除外されてしまったというのが普通に行われていました。今回、新しい法律ができたことで、それがなくなったというように考えています。

国の基本方針の中でも、先ほど全ての女性が対象ではないかとおっしゃっていただきましたが、女性であるが故に抱えてしまった課題に関して、そこに注目して支援をしていくという認識を共通のものとして、これからその認識が広がっていければいいなと感じました。

県内では自治体によって、DVの相談しか受けてもらえなかった等があったのですが、先ほど横浜市から若年女性の支援を始めたというお話を伺いましたし、川崎市では、女性相談支援員さんも質を高める、そういった努力をする、それに力を注いでいらっしゃるというふうに伺っています。女性相談支援員の質を高めていくというのは本当に基本中の基本かなと思っておりますし、これからに期待しているところです。

そういう意味で、自治体間の認識の差がなくなってきたということ、それぞれの自治体で

それぞれの考えで取り組みを進めていかれるということも含めて、それも本当に大歓迎です。これから、神奈川県が一丸となって進めていければいいなと思っています。少なくともこの会議の構成員は、そういった共通認識を持って進めていければいいと思っています。

また、民間団体のことについてお話しします。県内の民間団体は、本当に何もないところから、熱意、必要性を感じながらそれぞれの団体を立ち上げて活動されてきています。神奈川県はそういった団体の力量と熱量がものすごく高い、大きいということだと思います。公的な機関では、機動性や柔軟性が不足していて、即対応しなければいけないところに手が届いていない。そこを民間団体が手を差し伸べてくださってきた。それがこれまでだと思います。ただ、民間のそういった活動を支えていく根幹は自治体だと思っています。県も含めて各市町村におかれては、そういったところの認識も一緒になっていただいて、民間とうまく協働をしていくということを進めていただきたいというのがお願いです。

(湯澤会長)

本日は第1回目の代表者会議の開催となりまして、本当に貴重なご意見をありがとうございました。いま、栗原委員からお話あったように、これまでナショナルスタンダードがなく、国における婦人保護事業の位置付けが、「その他の福祉」として位置付けられてきました。DV防止法ができたなら今度はDVの中に位置付けができるといった経緯でした。現場の皆様が女性支援を本当に重要な仕事として担ってこられたということがあり、スタートラインにようやく立てたというのが、今年度の4月だったというように、私も思っております。これまでの婦人保護事業は女性に対する差別的な売春防止法の中の位置付けということもあって終焉を迎えましたが、やはり他の福祉分野と比べても地域格差と社会資源の格差が本当に大きすぎます。例えば児童の分野でも様々やっていたいかなければいけないこともありますけれども、児童相談所の配置基準に比べても、あるいは子ども家庭センターなど地域での資源、サポートする資源があるなど、それに比べると女性支援の分野というのは、資源が乏しい状況です。現場から聞いた声では、例えば女性版児童家庭福祉センターがほしいということがあります。それが無いから、相談員の方も相談を受けて、ずっとサポートしていくけれども、一時的な居場所やどこか集える場所等は、公的な仕組みとしてはないわけです。女性版の新しい社会資源ができれば、という声も上がっています。その辺は今後の新規施策の中で、女性の一時的な居場所の提供や通所型の支援などが、女性支援を開く第一歩にもなっていくというように感じたところです。是非、神奈川県がモデルとなって、全国から視察に来るようなそんな第一歩になったら嬉しいなと思いました。

本日は、皆さんご発言いろいろとありがとうございました。ちょうどお時間になって参りましたので最後、富岡室長からご挨拶をいただいてよろしいでしょうか。

(富岡委員)

共生推進本部富岡と申します。本日は、年末のお忙しいところ皆さんお集まりいただきまして、また、ご議論いただきまして誠にありがとうございました。皆様方のご意見、我々のご説明は第1回目ということで、入口からのご説明になりましたが、委員の皆様には、それぞれの機関の実態、取り組まれている内容であるとか、またそこから見えてきている課題、女性の課題に注目して、もっと取り組んでいく必要がある、例えば学生支援の必要性がもっとあってもいいんじゃないかという具体的なご議論いただきました。また就労分野では構

成機関同士で早速有用なやりとりが出てきてということで、またこのような形で、支援調整会議を進めていけたらと思っております。

皆様のお話を伺っている中で、女性が多様で複合的な課題を抱えていらっしゃるという認識をまた新たにしたところです。そうした女性を中心に置きまして、その意見を尊重して、神奈川県だと当事者目線という言い方をしていますが、当事者目線で切れ目ない支援を継続的に行っていくというのが必要だと考えております。

会長からも、神奈川県は先進というか一歩前にということをおっしゃっていただきましたけれども、神奈川県としてもどんどん取り組んでいきたいと思っております。さらにこの支援調整会議で湯澤会長に就いていただきまして、民間団体連携部会では栗原部会長に就いていただいてということで、実りある議論で次につなげていけたらなと思っております。

第1回目ということで早速、様々議論いただきましたけれども、今後さらに課題の共有であるとか、解決策、支援策というところにつなげて参りたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(湯澤会長)

最後に事務局から何かありますか。

(事務局)

本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。次回の会議ですが、来年の夏頃を予定しております。別途日程調整のご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(湯澤会長)

また次の会議でも皆様のご意見を聞けることを楽しみにしております。本日はどうもありがとうございました。お疲れ様でございました。

以上